

白井市第3次環境基本計画策定方針

1 策定の趣旨

白井市第2次環境基本計画は、白井市環境基本条例の基本理念の実現に向け、環境面から市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するため、環境保全と創造に関する長期的な目標や施策の方向性を示し、計画的に推進するために平成24年4月に策定し、市民・事業者と連携しながら施策を推進してきた。

また、本計画に掲げた施策の推進や環境保全の取り組みについては、その実効性を高めるため資源循環型の構築や白井市地球温暖化防止対策実行計画の策定等により、計画の円滑な推進に努めてきた。

しかし、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、令和2年度中に策定を予定している個別計画における新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえた対応方針に基づき、本計画の計画期間を1年間延長し、計画期間を令和4年度から令和12年度までに変更することが決定した。

白井市第2次環境基本計画が令和3年度をもって計画期間を終了することから、今後も市の環境施策を計画的に進めていくため、市を取り巻く環境の変化及び白井市総合計画を踏まえ、白井市第3次環境基本計画を策定するものである。

2 計画の位置付け

(1) この計画は、白井市環境基本条例に基づいて策定するものである。

(2) 白井市第5次総合計画の基本構想に掲げた将来像の「ときめきとみどりあふれる快活都市」の実現に向け、環境・自然分野における基幹計画として策定する。

(3) 環境対策を含む関連計画と整合を図る計画とする。

環境基本法
(平成5年制定)



環境基本法 (抜粋)

第7条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

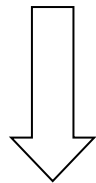
千葉県環境基本条例
(平成7年制定)



千葉県環境基本条例 (抜粋)

第5条 市町村は、環境の保全を図るため、地域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

白井市環境基本条例
(平成12年制定)

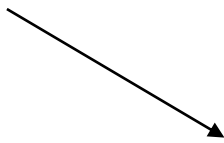


白井市環境基本条例 (抜粋)

第4条 市は、環境の保全に関して、地域の条件に応じた総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第9条 市長は、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画を策定する。

白井市第5次総合計画



白井市第3次
環境基本計画

平成31年度から
令和3年度作成

関連計画との整合を図る
(印西地区ごみ処理基本計画、
白井市地球温暖化防止
対策実行計画等)



3 計画策定期間

平成31年度から令和3年度の3か年

4 計画の対象とする環境の範囲

計画の対象とする環境は、白井市全体の地域的なものから地球規模の環境までの範囲とする。

5 基本的方針

(1)市の環境の現状や白井市環境基本条例における基本理念を踏まえ、環境保全と創造に関する長期的な目標や施策の方向性を示す計画とする。

環境基本条例における基本理念（第3条）抜粋

1. 環境の保全は、市民が健全で良好な環境の恵みを受けられ、その環境が将来にわたって維持されるよう適切に行わなければならない。
2. 環境の保全は、環境に関する行動がすべての者の公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に行われることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会の構築を旨とし、環境の保全上の支障を未然に防止するよう行われなければならない。
3. 環境の保全は、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好に保持され、生物の多様性が確保され、及び人と自然が共生できるよう多様な自然環境が保全されることにより、地域の自然、文化、産業等の調和のとれた環境を実現して行くよう行われなければならない。
4. 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保するための課題であることから、積極的に推進されなければならない。

(2)市民・事業者・市が、それぞれの視点や立場からより良い環境を保全していくため、必要な施策及び連携・協働した取り組みを示す行動計画とする。

(3)第5次後期基本計画に基づき環境施策を総合的に示すとともに、具体的な行動計画を示す計画とする。

(4)市の土地利用の基本的な考え方（都市マスタープラン）に基づき良好な環境を保全し、また、創造する施策を示す計画とする。

(5)白井市における現在の環境の状況等の分析結果や社会情勢の変化等を勘案し、現行計画における「基本理念、環境像」を継承した計画とする。

(6)国が策定している第5次環境基本計画や生物多様性国家戦略、千葉県が策定している第3次環境基本計画等、国や県の関連する計画の内容を勘案しつつ、市の特性に合わせた計画とする。

(7)「SDGs（持続可能な開発目標）」、京都議定書に代わる新たな地球温暖化対策の枠組み「パリ協定」等の国際的な潮流も踏まえた計画とする。

6 計画期間

令和4年度を初年度として、令和12年度までの9年間を計画期間とする。

7 策定体制

(1) 市民参加（市民・市民団体・事業者等）

白井市第3次環境基本計画の策定にあたっては「市民参加条例」に基づき、市民等の意見を計画づくりに反映させるため、次により市民参加の機会を設ける。

① アンケート

- ・市内在住市民（18歳以上）：2,000人
- ・事業者（事業所）：300事業所
- ・小、中学生：600人

② 地区意見交換会

- ・対象 市内6地区

③ 環境団体等との意見交換会

④ パブリックコメント

(2) 庁内体制

○策定委員会

策定委員会は、検討委員会から提出された原案を基に必要事項の調整を行い、計画案を策定する。

【委員構成】

- ・総務部 公共施設マネジメント課長
- ・企画財政部 企画政策課長
- ・都市建設部 都市計画課長、建築宅地課長、道路課長、上下水道課長
- ・教育部 教育支援課長、生涯学習課長
- ・農業委員会 農業委員会事務局長
- ・市民環境経済部 市民活動支援課長、産業振興課長

○検討委員会

検討委員会は、基礎調査等の結果（市民アンケート等）を踏まえて原案を作成する。

【委員構成】

- ・総務部 公共施設マネジメント課
- ・企画財政部 企画政策課

- ・都市建設部 都市計画課、建築宅地課、道路課、上下水道課
- ・教育部 教育支援課、生涯学習課
- ・農業委員会 農業委員会事務局
- ・市民環境経済部 市民活動支援課、産業振興課

(3)環境審議会

環境審議会は、市長の諮問に応じて計画案について答申する。

【委員構成】

有識者 5 名、事業者 2 名、市民代表 5 名、団体代表 3 名